

○災害時における被災者支援に関する協定書

大洲市（以下「市」という。）と愛媛県行政書士会（以下「行政書士会」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため、行政書士が関与できる業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

（行政書士業務の範囲）

第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）相続関係書類に関する相談
- （3）許認可申請書類に関する相談
- （4）自動車登録申請書類に関する相談
- （5）その他行政書士法に定める業務に関する相談
- （6）その他市が必要と認める業務

2 前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行う。

- （1）行政書士会による被災支援相談窓口の設置
- （2）市への行政書士会の会員の派遣

（支援業務の要請）

第3条 市は、災害時において、被災者支援のため市が必要と認める場合は、行政書士会に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として別に定める災害時支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 行政書士会は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を市に通知するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 市は、災害時において行政書士会に協力を要請する際には、行政書士業務を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 行政書士会は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時市に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害時の体制整備等）

第7条 行政書士会は、災害時又は大洲市内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、市の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 行政書士会は、第3条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 市及び行政書士会は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（費用負担）

第9条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、行政書士会が負担するものとする。

3 特別な経費が必要となる場合は、市行政書士会双方で協議し、決定するものとする。

（損害への対応）

第10条 この協定に基づく業務の実施において、行政書士会又は行政書士会の会員に損害が生じ

た場合、
市の責めに帰すべき事由によらないものについては、行政書士会の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第11条 市及び行政書士会は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までにこの協定の解除又は変更について、市及び行政書士会のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、市と行政書士会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、行政書士会署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月21日

愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

松山市錦町98番地1
愛媛県行政書士会
会長